

発生件数	7,452件 (-67件)
死者数	68人 (±0人)
負傷者数	8,915人 (-18人)
死者全国ワースト5位 令和4年7月末時点 (前年比)	

7月末現在の速報値です。確定値及び最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第182号

発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課

電話 043(223)2263

FAX 043(221)2969

知らせ合う

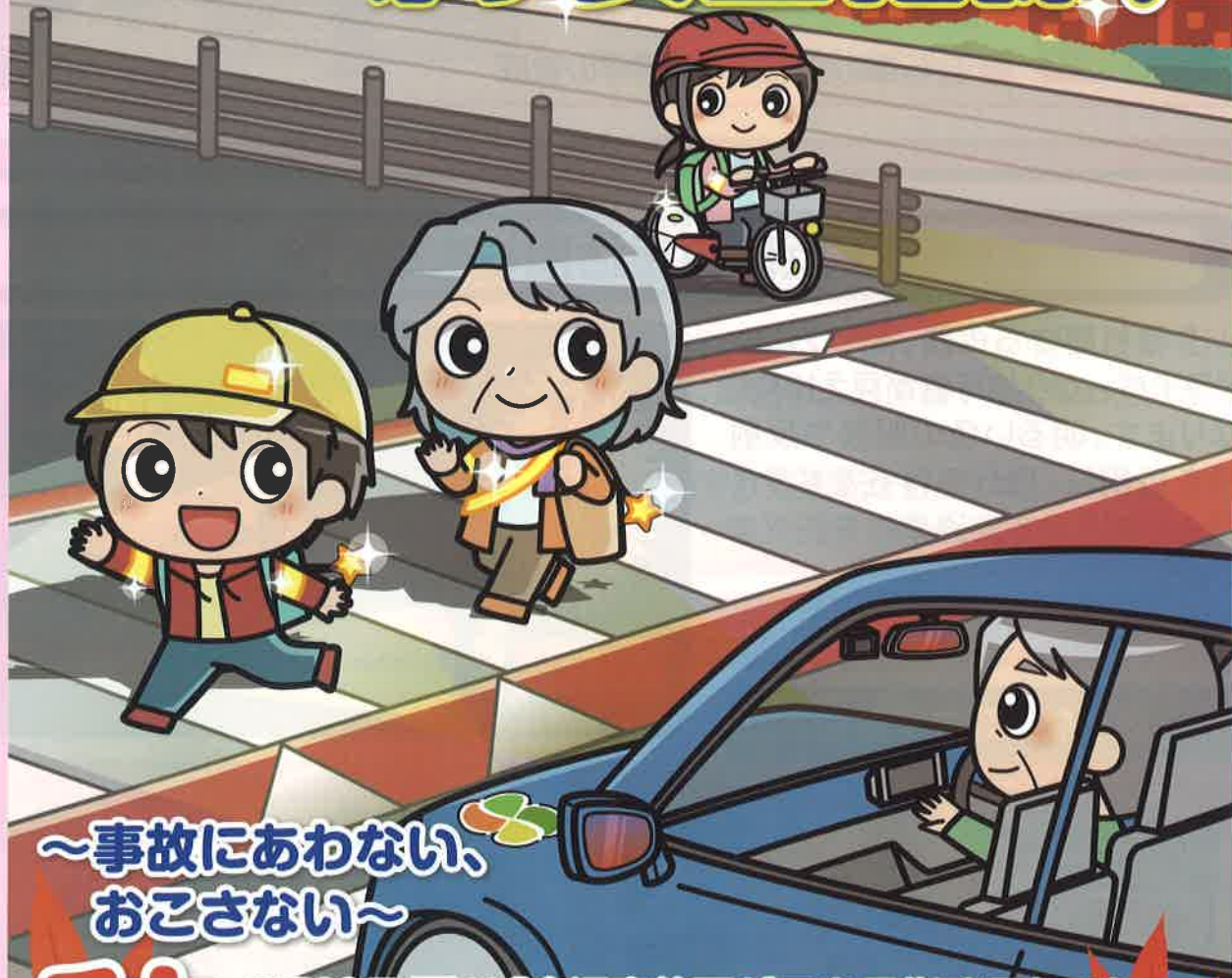
早めのライトと

反射材

みんなの
合言葉！

横断歩道では

必ず安全確認！



～事故にあわない、
おこさない～

秋の全国交通安全運動

9月30日 金 は「交通事故死ゼロを目指す日」です

令和4年9月21日(水)～9月30日(金)



子供と高齢者を
始めとする
歩行者の安全確保



夕暮れ時と夜間の
歩行者事故等の防止
及び飲酒運転の根絶



自転車の
交通ルール
遵守の徹底



チャイルドシート着用
推進シンボルマーク
「カチャピョン」



交通安全
サイトへ！

令和4年秋の全国交通安全運動が始まります

秋口は、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間における重大交通事故の発生が心配されます。事故に遭わない、起こさないために、一人一人がルールを守り、思いやりを持って道路を利用しましょう。

実施期間 令和4年9月21日(水)から9月30日(金)まで

スローガン ～ 知らせ合う 早めのライトと 反射材 ～

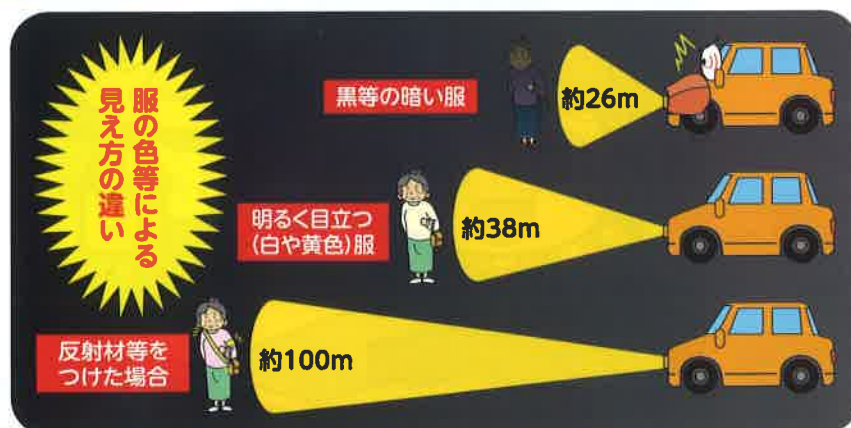
運動の 重点

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底



反射材を活用しましょう!

夕暮れ時から夜間、明け方は、ドライバーから歩行者が見えにくくなります。明るい色の服装や反射材を着用し、自分の存在をドライバーに知らせて交通事故を防ぎましょう。



色々な種類の反射材

シールタイプのもの



バンドタイプのもの



吊り下げタイプのもの



自転車に付けるタイプのもの



反射材の入手方法 100円ショップやホームセンター等で購入できます。安価なものから高性能なものまでいろいろな種類があります。

歩行者の交通安全

安全に道路を利用するため、「道路を渡る時は横断歩道を渡る」「信号を守る」など、交通ルールをしっかり守りましょう。

また、横断歩道を渡る時は「手上げ」や「アイコンタクト」で横断する意思をドライバーに伝えるとともに、車が止まったことを確認してから渡りましょう。

子供たちの安全のために

道路に出る時は、突然飛び出さずに

「止まる・見る・待つ」

ことを習慣づけるよう、大人がお手本となって繰り返し教えましょう。



高齢者の安全のために

反射能力や視力などの身体能力は、年を重ねるごとに低下します。道路を渡る時は安全確認を忘れずに行い、信号が変わりそうなときは次の青信号まで一回待つなど、無理のない交通行動を心掛けましょう。



飲酒運転の根絶

飲酒運転は大切な人の未来を奪う重大な犯罪です。「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、飲酒運転は絶対にやめましょう。周囲の人も運転する人にお酒を出したり、飲ませてはいけません。

飲酒運転を、しない、させない、許さない。一人一人の力で飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転には厳しい罰則が！

酒酔い運転

**5年以下
の懲役**

または

**100万円以下
の罰金**

「酒酔い運転」とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で車両等を運転する行為。

酒気帯び運転

**3年以下
の懲役**

または

**50万円以下
の罰金**



車両提供

運転者が
酒酔い

**5年以下の懲役または
100万円以下の
罰金**

運転者が
酒気帯び

**3年以下の懲役または
50万円以下の
罰金**

酒類提供・同乗者

運転者が
酒酔い

**3年以下の懲役または
50万円以下の
罰金**

運転者が
酒気帯び

**2年以下の懲役または
30万円以下の
罰金**

飲酒検知拒否

**3ヶ月以下の懲役
または
50万円以下の
罰金**



ちばサイクルールを知っていますか？

自転車は手軽で身近な交通手段だからこそ、ルールやマナーを守って安全に利用することが大切です。自転車利用者の皆さんは、普段から「ちばサイクルール」を守れているか、チェックしてみましょう。

自転車に**乗る前**のルール

- ☐ 自転車保険に入ろう
- ☐ 点検整備をしよう
- ☐ 反射器材を付けよう
- ☐ ヘルメットをかぶろう
- ☐ 飲酒運転はやめよう

自転車に**乗るとき**のルール

- ☐ 車道の左側を走ろう
- ☐ 歩いている人を優先しよう
- ☐ ながら運転はやめよう
- ☐ 交差点では安全確認をしよう
- ☐ 夕方からライトをつけよう

☆千葉県では令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務となりました。

自転車事故の加害者となった場合、高額な賠償金を請求されることもあります。

万が一事故を起こしてしまったときに備えて、必ず自転車保険に加入しましょう。



◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町で巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

○本所…県庁本庁舎2階 TEL 043-223-2264

○東葛飾支所…東葛飾合同庁舎 TEL 047-368-8000
4階

○安房支所…安房合同庁舎1階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部

くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263